



# 宮 崎 県 公 報

平成23年7月14日(木曜日) 第 2302 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更……………(国保・援護課) 1	頁
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出( “ ) 1	
○生活保護法に基づく介護機関(居宅介護事業所)の指定……………( “ ) 1	
○生活保護法に基づく介護機関(居宅介護支援事業所)の指定……………( “ ) 1	
○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の名称の変更……………( “ ) 2	
○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の所在地の変更……………( “ ) 2	
○道路の区域の変更(2件)……………(道路保全課) 2	

○道路の供用の開始……………(道路保全課) 3	
○宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等の一部を改正する告示……………(都市計画課) 3	

### 公 告

○土地改良区の役員の就退任の届出(5件)……………(農村整備課) 4	
○入札公告(2件)……………( “ ) 7	
<b>企業局企業管理規程</b>	
○企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程……………9	
<b>病院局公告</b>	
○入札公告(3件)……………9	
<b>公安委員会公告</b>	
○警備員等の検定の実施について……………12	
<b>収用委員会告示</b>	
○収用及び使用の裁決手続の開始決定……………13	

## 告 示

### 宮崎県告示第 607号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成23年7月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
さくら薬局	宮崎県日向市原町1丁目2番19号

#### 2 届出事項

指定医療機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
宮崎県日向市原町1丁目2番19号	宮崎県日向市原町1丁目2番7号	平成23年5月17日

### 宮崎県告示第 608号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成23年7月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
森外科医院	宮崎県都市甲斐元町28街区23号	平成23年5月30日

### 宮崎県告示第 609号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年7月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人まひあ	宮崎県都市志比田町9541番地	小規模多機能型居宅介護ちっちなお家みづき	宮崎県都市志比田町9560番地1	平成23年6月1日
株式会社あさひ	宮崎県えびの市栗下162番地3	えびのデイサービスセンターひまわり	宮崎県えびの市栗下162番地3	平成23年6月21日

### 宮崎県告示第 610号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第1項の規定に

より、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年7月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社平塚居宅介護支援センター	宮崎県都城市平塚町25番地6	平塚支援彩	宮崎県都城市平塚町25番地6	平成23年7月1日

**宮崎県告示第 611号**

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成23年7月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地
日向農業協同組合	宮崎県日向市鶴町1丁目3番12号	J A日向デイサービスセンター	宮崎県日向市鶴町1丁目26番地

2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
J A日向デイサービスセンター	J A日向デイサービスセンター「あぐり」	平成23年2月1日

**宮崎県告示第 612号**

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成23年7月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地
株式会社リハケア研究所ウイール	宮崎県都城市広原町20号9番1	リハケアステーション都城	宮崎県都城市広原町20号9番1

株式会社リハケア研究所ウイール	宮崎県都城市広原町20号9番1	リハケアセンター都城	宮崎県都城市上長飯町42号1番地
特定非営利活動法人ひむか福祉サービス	宮崎県東臼杵郡門川町加草1541番地1	デイサービスひむか	宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末9186番地
特定非営利活動法人ひむか福祉サービス	宮崎県東臼杵郡門川町加草1541番地1	訪問介護事業所ひなた	宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末9186番地
特定非営利活動法人ひむか福祉サービス	宮崎県東臼杵郡門川町加草1541番地1	デイサービスひより	宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末1497番地

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
宮崎県都城市広原町20号9番1	宮崎県都城市上長飯町38号1番地	平成23年6月6日
宮崎県都城市上長飯町42号1番地	宮崎県都城市上長飯町38号1番地	平成23年6月6日
宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末9186番地	宮崎県東臼杵郡門川町加草1541番地1	平成23年3月1日
宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末9186番地	宮崎県東臼杵郡門川町加草1541番地1	平成23年3月1日
宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末1497番地	宮崎県東臼杵郡門川町加草1552番地1	平成23年3月1日

**宮崎県告示第 613号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年7月14日から平成23年7月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年7月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線	道路の	路線名	区 間	新旧	敷地の	延 長

番号	種 類	区 間	の別	幅 員 (メートル)	(メートル)	
8	県道	竹田五ヶ瀬線	西臼杵郡高千穂町大字五ヶ所字神原 700番2地先から同郡同町同大字字宮ノ上 1666番4地先まで	旧	6.0～21.0	445.0
			新	11.5～47.0	433.0	

宮崎県告示第 614号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年 7 月14日から平成23年 7 月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 7 月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
210	県道	宇納間日之影線	東臼杵郡美郷町北郷区宇納間字七郎ヶ平7188番1地先か	旧	4.1～15.7	148.9
				新	6.4～	148.9

宮崎県告示第 616号

宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等（平成 5 年宮崎県告示第 630号）の一部を次のように改正する。

平成23年 7 月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後						
5 条例第 8 条第11号の規定により知事が指定する区域は、次の表の路線名の欄に掲げる路線の同表の区間の欄に掲げる区間及びその両側の路端から同表の距離の欄に掲げる距離以内の区域で、同表の区域の限定の欄に掲げる区域とする。					5 条例第 8 条第11号の規定により知事が指定する区域は、次の表の路線名の欄に掲げる路線の同表の区間の欄に掲げる区間及びその両側の路端から同表の距離の欄に掲げる距離以内の区域で、同表の区域の限定の欄に掲げる区域とする。						
(1) [略]					(1) [略]						
(2) 一般国道					(2) 一般国道						
路線名	区 間		距離	区域の 限定	区分	路線名	区 間		距離	区域の 限定	区分
	起 点	終 点					起 点	終 点			
[略]	[略]					[略]	[略]				
国道 4 48号	[略]					国道 4 48号	[略]				
	宮の前橋（串間市大字都井地内）	マリンパーク前バス停（日南市南郷町鰐波地内）		[略]			宮の前橋（串間市大字都井地内）	外浦小橋（日南市南郷町湯上地内）		[略]	
	日南市南郷町中村字柿原 9 81番 1 地先)	日南市南郷町中村字 1 丁田 3110番 2 地先		[略]			日南市南郷町中村字柿原 9 81番 1 地先)	日南市南郷町中村字 1 丁田 3110番 2 地先		[略]	

[略]					
(3) 主要地方道					
路線名	区 間		距離	区域の 限定	区分
	起 点	終 点			
[略]					
県道日 南高岡 線	[略]				
	日南市立北郷 小学校前（日 南市北郷町郷 之原地内）	[略]			
[略]					
(4) 一般県道					
路線名	区 間		距離	区域の 限定	区分
	起 点	終 点			
[略]					
県道猪 八重線	日南市立北郷 小学校前（日 南市北郷町郷 之原地内）	[略]			
[略]					
(5)・(6) [略]					

[略]					
(3) 主要地方道					
路線名	区 間		距離	区域の 限定	区分
	起 点	終 点			
[略]					
県道日 南高岡 線	[略]				
	県道猪八重線 との交点（日 南市北郷町郷 之原地内）	[略]			
[略]					
(4) 一般県道					
路線名	区 間		距離	区域の 限定	区分
	起 点	終 点			
[略]					
県道猪 八重線	県道日南高岡 線との交点（ 日南市北郷町 郷之原地内）	[略]			
[略]					
(5)・(6) [略]					

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、日向土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成23年 7月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	佐藤新吾	高千穂町大字岩戸5288番地

（任期：平成24年 3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	藤野裕次	高千穂町大字岩戸5340番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、宮崎市生目土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成23年 7月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	川野恒道	宮崎市大字有田2060番地

副理事長	徳 地 豊	宮崎市大字跡江1887番地 2
理 事	松 浦 次 雄	宮崎市大字浮田1414番地 2
理 事	井 上 巖	宮崎市大字小松 720番地 1
理 事	日 高 一 光	宮崎市大字富吉5055番地
理 事	井 上 隆	宮崎市大字富吉 567番地
理 事	高 橋 研 三	宮崎市大字細江3350番地
理 事	宮 田 英 希	宮崎市大字生目4018番地
理 事	黒 木 優	宮崎市大字長嶺 238番地
理 事	谷 口 未 藏	宮崎市大字柏原1180番地29
理 事	川 崎 和 久	宮崎市大字跡江 736番地
理 事	福 嶋 九州男	宮崎市大字有田 134番地 5
理 事	加 藤 明 実	宮崎市大字跡江1719番地
理 事	日 高 透	宮崎市大字富吉2531番地 2
理 事	坂 本 武	宮崎市大字浮田 608番地
理 事	大 野 清 人	宮崎市大字細江 360番地

理 事	高 妻 芳 光	宮崎市大字生目 253番地
理 事	金 丸 隆 幸	宮崎市大字長嶺 397番地 2
理 事	谷 口 一 広	宮崎市大字柏原 660番地
理 事	横 山 健	宮崎市大字跡江4739番地 2
総括監事	岩 切 奈良美	宮崎市大字長嶺 237番地
監 事	日 高 義 人	宮崎市大字生目4676番地
監 事	松 浦 宗 俊	宮崎市大字柏原 985番地

(任期：平成25年3月31日まで)

## 2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	井 上 巖	宮崎市大字小松 720番地 1
理 事	徳 地 豊	宮崎市大字跡江1887番地 2
理 事	川 野 恒 道	宮崎市大字有田2060番地
理 事	日 高 義 人	宮崎市大字生目4676番地
理 事	源 武 敏	宮崎市大字有田2420番地
理 事	日 高 一 光	宮崎市大字富吉5055番地
理 事	長 友 一 雄	宮崎市大字富吉2606番地 2
理 事	兒 玉 吉 弘	宮崎市大字浮田 465番地
理 事	高 木 春 幸	宮崎市大字細江 354番地 1
理 事	岩 切 実	宮崎市大字長嶺 667番地
理 事	松 浦 宗 俊	宮崎市大字柏原 985番地
理 事	日 高 惠	宮崎市大字跡江2931番地 1
理 事	日 高 九州男	宮崎市大字跡江 846番地
理 事	黒 木 照 男	宮崎市大字富吉 395番地
理 事	松 浦 睦	宮崎市大字浮田2130番地
理 事	日 高 逸 夫	宮崎市大字細江3347番地 2
理 事	宮 田 英 希	宮崎市大字生目4018番地
理 事	金 丸 隆 幸	宮崎市大字長嶺 397番地 2

理 事	日 高 英 雄	宮崎市大字柏原 175番地 1
理 事	日 高 広 典	宮崎市大字跡江2926番地
監 事	谷 口 正 寛	宮崎市大字小松 285番地
監 事	原 田 和 雄	宮崎市大字跡江2555番地 1
監 事	原 田 松 雄	宮崎市大字有田 431番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、時屋土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成23年7月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	奥 野 悟	宮崎市古城町古城6153番地
副理事長	貴 島 武	宮崎市大字細江4744番地
理 事	高 橋 研 三	宮崎市大字細江3350番地
理 事	野 崎 忠 善	宮崎市清武町船引4006番地 1
理 事	川 越 廣 海	宮崎市古城町時雨3738番地
総括監事	長 友 勝	宮崎市大字細江2528番地
監 事	杉 田 眞 敏	宮崎市古城町馬場田5956番地

(任期：平成26年3月31日まで)

## 2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	小岩屋 正 勝	宮崎市古城町犬ノ馬場3573番地
理 事	崎 田 善 彦	宮崎市清武町船引7289番地
理 事	奥 野 悟	宮崎市古城町古城6153番地
理 事	貴 島 武	宮崎市大字細江4744番地
理 事	高 橋 研 三	宮崎市大字細江3350番地
監 事	長 友 利 夫	宮崎市古城町古城6225番地
監 事	長 友 勝	宮崎市大字細江2528番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、田野町八重地区土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成23年 7月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	川 越 廉 透	宮崎市田野町乙 678番地
副理事長	蛭 原 巖	宮崎市田野町乙 666番地
理 事	國 部 幸一朗	宮崎市田野町乙 955番地 1
理 事	國 部 武 美	宮崎市田野町乙 692番地
理 事	野 田 浩 吉	宮崎市田野町乙 13644番地
理 事	日 高 庄 三	宮崎市田野町乙1041番地
理 事	渡 部 道 男	宮崎市田野町乙 661番地
総括監事	川 越 初 義	宮崎市田野町乙 680番地
監 事	岩 城 憲 二	宮崎市田野町乙 959番地

(任期：平成27年 3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	川 越 初 義	宮崎市田野町乙 680番地
理 事	川 越 廉 透	宮崎市田野町乙 678番地
理 事	渡 部 道 男	宮崎市田野町乙 661番地
理 事	國 部 幸一朗	宮崎市田野町乙 955番地 1
理 事	岩 城 憲 二	宮崎市田野町乙 959番地
理 事	野 田 浩 吉	宮崎市田野町乙 13644番地
理 事	蛭 原 巖	宮崎市田野町乙 666番地
理 事	日 高 庄 三	宮崎市田野町乙1041番地
理 事	西 田 重 利	宮崎市田野町乙 13711番地
監 事	渡 部 利 明	宮崎市田野町乙 661番地 1
監 事	國 部 新 一	宮崎市田野町乙 955番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、田野町東地区土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成23年 7月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	川 口 恒 男	宮崎市清武町今泉甲4678番地 2
副理事長	古 瀬 康 人	宮崎市田野町甲5194番地 1
理 事	谷 口 忠 一	宮崎市田野町甲6367番地 口号
理 事	川 添 義 勝	宮崎市田野町甲4641番地 口号
理 事	鍋 倉 利 幸	宮崎市田野町甲5580番地 1
理 事	鍋 倉 一 己	宮崎市田野町甲5381番地 1
理 事	倉 岡 健 一	宮崎市田野町甲2035番地
代表監事	國 部 盛 義	宮崎市田野町甲5577番地
監 事	河 野 京 二	宮崎市清武町今泉甲4603番地 7
監 事	國 部 明 宏	宮崎市田野町甲4706番地30

(任期：平成27年 5月13日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	長 倉 良 守	宮崎市田野町甲1599番地 1
理 事	田 中 忠 治	宮崎市田野町甲5604番地 4
理 事	長 友 一 孝	宮崎市清武町今泉甲4673番地
理 事	古 瀬 康 人	宮崎市田野町甲5194番地 1
理 事	長 友 貞 利	宮崎市田野町甲4687番地 1
理 事	日 高 秀 親	宮崎市田野町甲7550番地 1
理 事	加 藤 勝 敏	宮崎市田野町甲6175番地 1号
監 事	川 口 照 美	宮崎市清武町今泉甲4672番地 1
監 事	永 井 順 一	宮崎市田野町甲5587番地 口号

監 事 長 友 吉 春 宮崎市田野町甲4700番地 1

## 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成23年7月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 地方税電子申告システム関係機器等一式
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成24年1月1日～平成28年12月31日
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は上記1の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
  - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき事由により本件契約に違反した場合
  - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

## 3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
  - ア 平成23年宮崎県告示第154号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種のうち、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器のものであること。
  - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
  - ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置し、及び設定できると認められる者であること。
  - エ 過去に国(公団等を含む。)又は地方公共団体(地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結した実績があること。
  - オ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
  - カ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明する書類を平成23年8月5日までに提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは随時受け付けるが、この場合には資格要件審査

が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

## 4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総務部税務課管理・電算担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7019
- (2) 期間 平成23年7月14日から平成23年8月26日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除くものとし、午前9時から午後4時まで)

## 5 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県総務部税務課管理・電算担当
- (2) 期間 平成23年7月14日から平成23年8月26日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除くものとし、午前9時から午後4時まで)

## 6 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁附属棟3階第302号室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- (2) 日時 平成23年7月20日午後1時30分

## 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県総務部税務課管理・電算担当
- (2) 提出期限 平成23年8月26日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては、書留郵便に限る。)によること。

## 8 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁1号館6階161号室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- (2) 日時 平成23年8月29日午後2時

## 9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

## 10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に該当する入札は、無効とする。

## 11 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

## 12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総務部税務課管理・電算担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7019

## 13 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 14 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

## 15 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required: Hardware and Software for Local taxes electrond declaration System 1 set
- (2) Time limit for tender : 5:00 .p.m.26 August, 2011
- (3) Contact point for the notice : Taxation Division General Affairs Department, Miyazaki Prefectural Government, 2-

10-1 Tachibana-dori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan  
 . TEL : 0985-26-7019

**入札公告**

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成23年 7月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

**1 競争入札に付する事項**

- (1) 調達件名 宮崎県警察本部庁舎（附属棟を含む）で使用する電気
- (2) 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 供給期間 平成23年10月1日午前0時から平成24年9月30日午後12時まで
- (4) 供給場所 宮崎県警察本部庁舎（附属棟を含む）
- (5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定にあたっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

**2 契約に係る特約事項**

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
  - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
  - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

**3 競争入札に参加する者に必要な資格**

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 物品の買入等の契約に係る競争入札参加者名簿に登録されている者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目が（その他）のものであること。
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている者

**4 契約条項を示す場所及び期間**

- (1) 場所 宮崎県県土整備部営繕課電気設備担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号  
郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7199
- (2) 期間 平成23年7月14日から平成23年8月25日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

**5 入札説明書の交付場所及び交付期間**

- (1) 場所 宮崎県県土整備部営繕課電気設備担当
- (2) 期間 平成23年7月14日から平成23年8月25日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

**6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法**

- (1) 提出場所 宮崎県警察本部会計課用度係
- (2) 提出期限 平成23年8月25日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては書留郵便に限る。）によること。

**7 開札の場所及び日時**

- (1) 場所 宮崎県警察本部1階102会議室 宮崎市旭1丁目8番28号
- (2) 日時 平成23年8月26日午後1時30分

**8 入札保証金**

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

**9 入札の無効に関する事項**

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

**10 落札者の決定の方法**

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

**11 契約に関する事務を担当する部局等**

宮崎県警察本部会計課宮崎市旭1丁目8番28号  
郵便番号 880-8509 電話番号（代）0985-31-0110

**12 契約の手続において使用する言語及び通貨**

日本語及び日本国通貨

**13 その他**

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

**14 Summary**

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:Electricity to be used in Miyazaki Prefectural Police Headquarters.
- (2) Time limit for tender:5:00. p. m. 25 August, 2011
- (3) Contact point for then otice:Finance Division, Police Administration Department, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, 880-8509 Japan. TEL:0985-31-0110



## 企業局企業管理規程

企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成23年7月14日

宮崎県企業局長 濱 砂 公 一

## 宮崎県企業局企業管理規程第6号

## 企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程

企業局会計規程（平成14年宮崎県企業局企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(随意契約によることができる場合) 第 127条 令第21条の14第 1 項第 1 号の規定に基づく随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、予定価格が当該各号に定める額を超えない場合とする。 (1)～(6) [略]	(随意契約によることができる場合) 第 127条 令第21条の14第 1 項第 1 号に規定する管理規程で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)～(6) [略] <u>(随意契約を行う場合の特例)</u> 第 127条の2 令第21条の14第 1 項第 3 号及び第 4 号に規定する管理規程で定める手続は、次に掲げる手続とする。 (1) 契約担当者は、あらかじめ契約の発注の見通しを公表すること。 (2) 契約担当者は、契約を締結する前において、契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準を公表すること。 (3) 契約担当者は、契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等当該契約の締結状況を公表すること。

## 附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行する。

## 病院局公告

## 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成23年7月14日

県立宮崎病院長 豊 田 清 一

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 県立宮崎病院で使用する電気
- (2) 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 供給期間 平成23年10月1日午前0時から平成24年9月30日午後12時まで
- (4) 供給場所 県立宮崎病院 宮崎市北高松町5番30号
- (5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の供給期間において次に掲げる

場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

## 3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 物品の買入等の契約に係る競争入札参加者名簿に登録されている者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目が（その他）のものであること。

(2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている者

## 4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県県土整備部宮籍課電気設備担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7199

(2) 期間 平成23年7月14日から平成23年8月25日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

- 5 入札説明書の交付場所及び交付期間
  - (1) 場所 宮崎県土整備部営繕課電気設備担当
  - (2) 期間 平成23年7月14日から平成23年8月25日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
  - (1) 提出場所 県立宮崎病院総務課整備担当
  - (2) 提出期限 平成23年8月25日午後5時
  - (3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては書留郵便に限る。）によること。
- 7 開札の場所及び日時
  - (1) 場所 県立宮崎病院2階小会議室 宮崎市北高松町5番30号
  - (2) 日時 平成23年8月26日午後1時30分
- 8 入札保証金
 

入札保証金については、宮崎県病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項
 

宮崎県病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法
 

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部局等
 

県立宮崎病院総務課整備担当 宮崎市北高松町5番30号 郵便番号 880-8510 電話番号0985(24)4181
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨
 

日本語及び日本国通貨
- 13 その他
  - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
  - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
  - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
  - (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity to be used in Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital
  - (2) Time limit for tender: 5:00p. m. 25 August, 2011
  - (3) Contact point for the notice: Equipments Section, General Affairs Division, Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital, 5-30 Kitatakamatsucho, Miyazaki- City, Miyazaki, 880-8510 Japan. TEL:0985-24-4181

**入札公告**

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成23年7月14日

県立延岡病院長 楠 元 志都生

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 調達件名 県立延岡病院で使用する電気
  - (2) 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 供給期間 平成23年10月1日午前0時から平成24年9月30日午後12時まで
  - (4) 供給場所 県立延岡病院 延岡市新小路2丁目1番地10
  - (5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定にあつ

ては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 契約に係る特約事項
  - (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
    - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
    - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
  - (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
 

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

  - (1) 物品の買入等の契約に係る競争入札参加者名簿に登載されている者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目が（その他）のものであること。
  - (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている者
- 4 契約条項を示す場所及び期間
  - (1) 場所 宮崎県土整備部営繕課電気設備担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7199
  - (2) 期間 平成23年7月14日から平成23年8月25日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 5 入札説明書の交付場所及び交付期間
  - (1) 場所 宮崎県土整備部営繕課電気設備担当
  - (2) 期間 平成23年7月14日から平成23年8月25日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
  - (1) 提出場所 県立延岡病院総務課整備担当
  - (2) 提出期限 平成23年8月25日午後5時
  - (3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては書留郵便に限る。）によること。
- 7 開札の場所及び日時
  - (1) 場所 県立延岡病院2階会議室 延岡市新小路2丁目1番地10
  - (2) 日時 平成23年8月26日午前11時
- 8 入札保証金
 

入札保証金については、宮崎県病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項
 

宮崎県病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法

- 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部局等  
 県立延岡病院総務課整備担当 延岡市新小路 2 丁目 1 番地10  
 郵便番号 882-0835 電話番号0982 (32) 6181
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨
- 13 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity to be used in Miyazaki Prefectural Nobeoka Hospital
- (2) Time limit for tender: 5:00 p. m. 25 August, 2011
- (3) Contact point for the notice: Equipments Section, General Affairs Division, Miyazaki Prefectural Nobeoka Hospital, 2-1-10 Shinkouji, Nobeoka- City, Miyazaki, 882-0835 Japan. TEL:0982-32-6181

#### 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成23年7月14日

県立日南病院長 長 田 幸 夫

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 調達件名 県立日南病院で使用する電気
- (2) 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 供給期間 平成23年10月1日午前0時から平成24年9月30日午後12時まで
- (4) 供給場所 県立日南病院 日南市木山1丁目9番5号
- (5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定にあたっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 契約に係る特約事項
- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
- ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
- イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 物品の買入等の契約に係る競争入札参加者名簿に登録されている者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目が(その他)のものであること。
- (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定により一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている者
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県県土整備部宮籍課電気設備担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7199
- (2) 期間 平成23年7月14日から平成23年8月25日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- 5 入札説明書の交付場所及び交付期間
- (1) 場所 宮崎県県土整備部宮籍課電気設備担当
- (2) 期間 平成23年7月14日から平成23年8月25日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 県立日南病院総務課整備担当
- (2) 提出期限 平成23年8月25日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては書留郵便に限る。)によること。
- 7 開札の場所及び日時
- (1) 場所 県立日南病院第2会議室 日南市木山1丁目9番5号
- (2) 日時 平成23年8月26日午前11時
- 8 入札保証金
- 入札保証金については、宮崎県病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)第81条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項
- 宮崎県病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法
- 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部局等  
 県立日南病院総務課整備担当 日南市木山1丁目9番5号 郵便番号 887-0013 電話番号0987 (21) 1627
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨
- 13 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity to be used in Miyazaki Prefectural Nichinan Hospital
- (2) Time limit for tender: 5:00, pm. 25 August, 2011
- (3) Contact point for the notice: Equipments Section, General Affairs Division, Miyazaki Prefectural Nichinan Ho-

spital, 1-9-5 Kiyama, Nichinan-City, Miyazaki, 887-0013  
Japan. TEL:0987-21-1627

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第13号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成23年 7 月 14 日

宮崎県公安委員会委員長 佐藤 勇夫

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
施設警備	1 級	平成23年10月15日（土）午前 9 時から午後 5 時ころまでの間

※ 当日の受付は、午前 8 時30分から午前 9 時までに済ませること。

2 実施場所

鹿児島市鴨池新町10番 1 号  
鹿児島県警察本部

3 定員

15人（鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。）

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 8 条第 1 号に該当する者
- (2) 検定規則第 8 条第 2 号に該当する者として、都道府県公安委員会から施設警備業務に係る 1 級検定受験資格認定書の交付を受けているもの

5 検定申請手続

(1) 受付期間、時間

平成23年 9 月 5 日（月）から 9 月16日（金）まで（土、日曜を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 検定申請書等提出先

申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）

(3) 提出書類

- ア 検定申請書 1 通
- イ 住所を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）
- ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）
- エ 写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
- オ 施設警備 2 級検定合格証明書の写し及び施設警備 2 級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを証する書面（検定規則第 8 条

第 1 号に規定する者)

カ 1 級検定受験資格認定書（検定規則第 8 条第 2 号に規定する者に限る。）

キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中で合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
- エ 施設警備業務の管理に関すること。
- オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

- ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
- イ 施設警備業務の管理に関すること。
- ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

- (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
- (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴等を持参すること。
- (3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。
- (4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号0985-31-0110）に行うこと。

--	--